形勢悪化の兆ある

久保田鐵工所の勞働爭議

尼崎署にて極力警戒

大阪久保田鐵工所の勞働爭議に關し尼崎分工場では六日午後二時三十分鑄造工出を除く外鐵工、旋盤、仕上、機械各工場の

職工約

四百名が遂に結束して起ち小野友愛會幹事外十九名の實行委員を舉げて、其の同盟が七日正午と定め左の如き要求書を會社側へ提出して以來全く怠業の狀態となり其の大部分は早朝より會社へ詰め掛け或は[illegible]に集合して

協議を

凝らす等頗る物々しく所轄尼崎署では、和服、正服の巡査を要所々々に忍ばせ万一を警戒してゐるが會社側にても目より全職工を休業せしめて警戒を加へ爭議は愈よ不穩の圏内へ入つたが午後一時に前記二十名の實行委員と會社側代表者とが同社に於て種々

折衝を

重ねたる結果左記の條件の内第八條を承認したる外他は全部拒絶されるに至つたので職工側にても會社側の態度が餘りに強硬なので大いに憤慨し一同は目下協議の末前記實行委員は再び同社を訪問して再交渉を開始せるが會社側の回答如何に依つては職工側では

斷乎たる

覺悟なしたるもの、如く向後如何なる事態を惹起するやも計られない、此際[illegible]分より察すれば發端[illegible]約五百餘名も此好機を掴んで[illegible]するやも知れず目下前に發展すべき不穩の狀態に在る因に七日の第一回會見にて、水壓運搬工、[illegible]切工場も此の

爭議に

參加した

第一 職工組合及團體交渉權を承認する事、職工雇入及解雇を職工側委員に圖る事・賃金引上引下に就ても委員に圖る事衛生設備及危險豫防委員を設け其の交渉に應ずる事

第二 會社の都合に依り職工を解雇する場合は左記の金額を支給する事
六箇月未滿は日給六十日分・六箇月以上一年未滿は百二十日分一年以上のものは一箇月を増す毎に日給五日分を加算する事歸國旅費として歸國者に五十圓獨身者に三十圓

第三 職工勞役者にして自己の都合上退職するときは六箇月以上のものに對しては就職月より起算して一箇月に三日分を[illegible]

第四 一年[illegible]回定期[illegible]

第五 毎年上半期下半期[illegible]回賞與金を贈與する事但し[illegible]

第六 現在日給[illegible]

[illegible]對しては三割、二四以上のものには二割五分右の割當にて昇給されたし

第七 職工勞役者にして公務の爲め死亡したる場合は千五百圓以上の弔慰料を贈與されたし

第八 公務の爲め負傷して不具者となりたる時は其職に就き得るものは二百圓以上、職に從事し能はざるものは五百圓以上、全然職に堪へざるものは生活の安定を圖られたし

第九 解答は七日正午の事

第十 工場の都合[illegible]臨時休業の事へは日給の半額を支給すること

附帶條件

大正八年十月に遡り徹夜分合[illegible]に定め其の不足金額を[illegible]

職工側の一部

要求を承認

今朝尚は折衝

別項の如く七日午後會社側と會見種々交渉の結果會社側は[illegible]一部分を認めた大部分を拒絶したので職工側は更に尼崎市[illegible]に集合し善後策に就き[illegible]協議の末八日朝尚ほ職工所側へ交渉する事になつたが[illegible]

[illegible]ホーカー大澤[illegible]

一、[illegible]衛生並に危險豫防に就いては既に規定しあれば同一[illegible]

一、解雇、退職、死亡、公傷の各件は要求[illegible]

一、[illegible]

久保田の回答

無く再會見中

今や休業か

久保田鐵工所の勞働爭議は既記の通り九日正午を期し先に提出した要求に對する回答を求むる事となつて居たが正午に至ても何等の回答なく一時から雙方會見をする事となり本工場の委員二十二名は目下會見中であるが一面職工側では休業も覺悟して居る[illegible]

前回こ

同一の[illegible]を提出して其の回答を九日正午と求めた[illegible]

代表者

の[illegible]久保榮吉、井上市太郎、[illegible]三郎の三組長外六名の代表者が[illegible]

久保田鐵工所

勞資の協調斷絶か

職工側の態度強硬

職工側

は尼ケ崎の形[illegible]罷業を行れば工場は閉鎖する

久保田鐵工所本工場では既記の通り勞資雙方接近して解決の曙光が見えたが八日朝來[illegible]

二日間の臨時休業

久保田鐵工所

新回答を提示

怠業狀態にある大阪久保田鐵工所では村上庶務主任久保田篤次郎氏等が九日朝來尼崎分工場及び本工場の兩實行委員に面接し嚢に提出した優遇案につき論返したが職工側は飽く迄要求案を固持するので遂に讓歩し

一、横斷勞働委員制度の實施、解雇手當の要求、解雇者の旅費支給等に就いては優遇の規定を承認され度し(一)賞勤賞與支給に就ては商業界の狀況より考究して應じ難し平等五十錢の昇給は俄かに應じ難きも下級者には審議調査の上委員會に附議すべし(一)年二回の定期昇給は年一回以上昇給を行ふ事但適當なる方法を査定しこれを實施す(一)臨時休業の場合の日給支給に就いては事情に依り臨機の處置を採るべし(一)殘業手當に就いては現制を承認されたし(一)役附職工の解雇退職慰勞金支給は優遇案以上の支給金額は明示し難し(一)家族死亡の際の弔慰金支給に就いては當所としては弔慰金支給額を明示し難し(一)此際犠牲者を出さゞる要求に對しては明答致し難し

の規定なる回答案を新たに提示したが本工場では更に十一名(組長三人參加す)の第三實行委員を選びて交渉に當らすことになつた、一方事業主側では午後四時に至つて

各位の慎重なる熟慮反省を求むるために心ならずも明後十一十二日の二日間臨時休業を致すことになりました

との掲示を工場内に貼出したが職工等は別に騒ぎもせず退場した、十日正午再び事業主側本分工場の委員と會見交渉した

最早折衝の餘地なく

遂に臨時休業を斷行

職工側は更に善後策

尼崎分工場は益々惡化?

久保田鐵工所の紛議

久保田鐵工所の勞働爭議は既記の通り午後一時から尼ケ崎分工場の委員廿一名は久保田篤次郎氏と本工場委員九名は村上人事課長と何れも本店事務所で會見したが

本工場

は第三回實行委員が提出した要求案に對して左の如き回答を得た【】は回答

一、横斷勞働委員制度實施

一、解雇手當及解雇者の歸國旅費支給

一、[illegible]退職者の手當【以上三項は五日發表の規定を承認されたし】

一、賞勤賞與金支給【現在制度にては認め難し】

一、平等に五十錢昇給【直に應じ難きも下給者には審議調査の上委員會に附議す】

一、年二回定期昇給、一年以上勤續者定期賞與金支給年【一回以上昇格を行ふ、定期賞與は適當の方法を査定實施す】

一、工場の都合にて臨時休業の際は日給全額支拂【事情に依り臨機の處置を採る】

一、殘業に歩増の支給【現制を承認されたし】

一、役付職工の解雇及退職の慰勞金[illegible]

一、[illegible]金明示及家族死亡の[illegible]【明示し難し】

一、此際犠牲者を出さゞる事【明示し難し】

協議を

重ね[illegible]

要求書

の内容を數件[illegible]

善後策

を講ずる事こ[illegible]

形勢惡化久保田鐵工所

一日間の臨時休業

職工は龍工團事務所を

設け運動會に熱を揚ぐ

形勢惡化した久保田鐵工所では九日午後一時から第三實行委員と會見したが職工側の[illegible]

勞働爭議の

眞相調査

神戸商業會議所

[illegible]

職工四百五十

名の示威行列

久保田鐵工所

久保田鐵工所本工場職工四百五十名は十一日午前[illegible]永井由太郎方[illegible]に集合の上ひの[illegible]海水浴帽を被ぶり鐵工組合[illegible]支部の支部旗を押立て勞働歌を高唱しつゝ工場横手の合同新報前を南へそれより日本橋筋に出で長堀橋筋の電車道を西へ[illegible]西横堀を北へ西國橋を渡つて本社を訪ひそれより朝日時事を經て中之島公園音樂堂前に到つて午後零時半散會後前記船出町の[illegible]で午後二時過ぎから[illegible]する勞働經過報告演說會に臨んだ、一方尼崎の實行委員二十二名は午後一時から鐵工所本社事務所樓上で久保田篤次郎氏と會見前日に引續き工場委員制度につき飽くまで横斷制を採用され度しと交渉する所あり又村上庶務主任は別室にて午後二時半から本工場の實行委員十一名と會見す[illegible]

本店樓上

で久保田篤次郎氏と會見折衝を重ねたが纏まらず更らに十一日午後會見する事として引取つた尚久保田では本工場職工全部に對して往復葉書を發して職工の反省を促し返事のない者は退職者と見做す事となつた

尚本工場の職工は十一日も示威行列をする筈で午前九時難波船出町に集合[illegible]より九條、福島玉川町等を經て各新聞社を訪問して解散し夜は[illegible]會を開いて[illegible]